

日薬連発第 401 号
2019 年 5 月 16 日

加 盟 団 体 殿

日 本 製 薬 団 体 連 合 会

医療事故情報収集等事業「医療安全情報 No. 150」の提供について

標記について、2019 年 5 月 15 日付け事故防止 18 号にて(公益財団法人)日本医療
機能評価機構 医療事故情報収集等事業執行理事より通知がありました。

つきましては、本件につき貴会会員に周知いただきたく、ご配慮の程よろしくお願
い申し上げます。

事故防止 18号
2019年5月15日

関係団体 殿

公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故情報収集等事業
執行理事 後 信
(公印省略)

医療事故情報収集等事業 「医療安全情報 No. 150」の提供について

平素より当事業部の実施する事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、医療事故情報収集等事業において収集した情報のうち、特に周知すべき情報を取りまとめ、5月15日に「医療安全情報 No. 150」を当事業参加登録医療機関並びに当事業参加登録医療機関以外で希望する病院に提供いたしましたのでお知らせいたします。

なお、この医療安全情報を含め報告書、年報は、当事業のホームページ (<http://www.med-safe.jp/>) にも掲載いたしておりますので、医療事故の発生子防、再発防止のために、貴団体の取り組みにおいてご活用いただければ大変幸いに存じます。

今後とも有用な情報提供となるよう医療安全情報の内容の充実に努めてまいりますので、何卒ご理解、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

医療事故情報収集等事業

医療安全情報

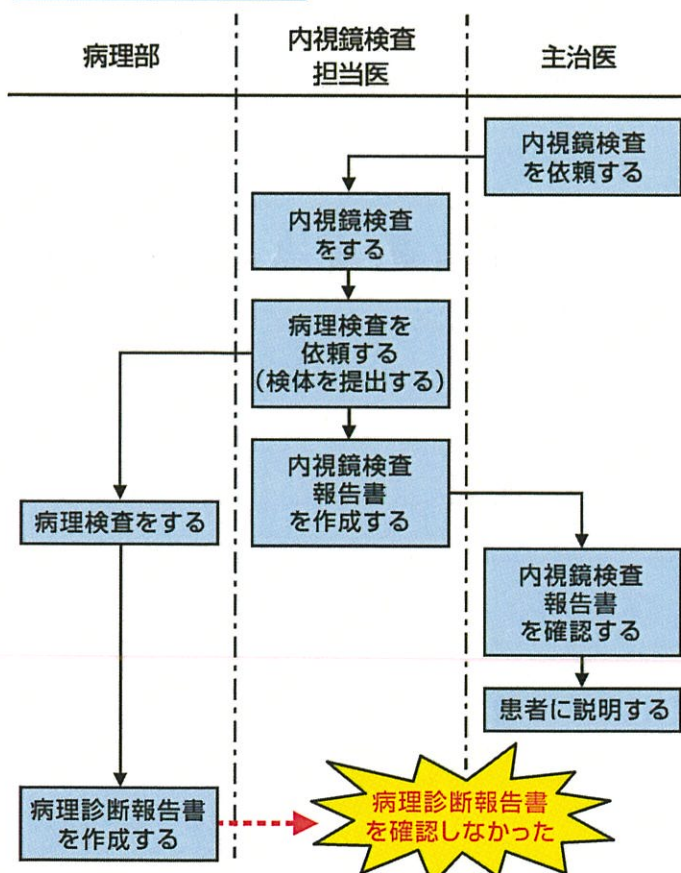
病理診断報告書の確認忘れ —上部消化管内視鏡検査—

No.150 2019年5月

「病理診断報告書の確認忘れ」を医療安全情報No.71(2012年10月)で取り上げました。その後、類似の事例が35件報告されています。そのうち26件は上部消化管内視鏡検査の生検組織診断の事例です(集計期間:2012年9月1日~2019年3月31日)。この情報は、第55回報告書「再発・類似事例の分析」の内容をもとに作成しました。

**病理診断報告書を確認しなかったことにより
治療が遅れた事例が再び報告されています。**

事例のイメージ



病理診断報告書を確認しなかった 主な背景

病理診断報告書の確認や患者への説明を消化器内科と外科のどちらが行うか取り決めがなかった

病理診断報告書が作成されたことが内視鏡検査担当医へのみ通知され、主治医には通知されなかった

入院中に作成されなかった病理診断報告書の確認について、外来の主治医に申し送りしていなかった

患者への説明時に病理診断報告書が作成されておらず、その後確認しなかった

出血源の検索を目的に内視鏡検査を実施したため、病理診断報告書を確認しなかった

病理診断報告書の確認忘れ －上部消化管内視鏡検査－

事例 1

大腸癌の術前検査のため消化器内科医師は上部消化管内視鏡検査を施行し、生検を行った。外科に転科後に病理診断報告書が作成され、消化器内科医師は結果を確認しなかった。外科医師は、生検が行われていたことを把握していなかった。両診療科間では病理診断報告書の確認や患者への説明について取り決めがなかった。大腸癌の手術から4年後、貧血の精査のため上部消化管内視鏡検査が行われた。その際、4年前の病理診断報告書に胃癌と記載されていることに気付いた。

事例 2

喉頭癌の患者に重複癌の検査目的で上部消化管内視鏡検査を施行し、生検を行った。病理診断報告書が作成されると、病理検査を依頼した内視鏡検査担当医に通知が出される。しかし、内視鏡検査を依頼した主治医には通知されず、病理診断報告書を確認しなかった。4年後、患者から物が飲み込みにくいという訴えがあり、上部消化管内視鏡検査を行った。検査結果を確認した際、4年前の病理診断報告書に食道癌と記載されていることに気付いた。

事例が発生した医療機関の取り組み

- ・病理診断報告書を誰が見て誰が患者に説明するかを明確にする。
- ・病理検査を行ったことと後日結果を説明することを患者に伝えておく。

総合評価部会の意見

- ・病理診断報告書の確認と説明の手順を決めて実施しましょう。

※この医療安全情報は、医療事故情報収集等事業（厚生労働省補助事業）において収集された事例をもとに、本事業の一環として総合評価部会委員の意見に基づき、医療事故の発生予防、再発防止のために作成されたものです。本事業の趣旨等の詳細については、本事業ホームページをご覧ください。 <http://www.med-safe.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル
電話：03-5217-0252(直通) FAX：03-5217-0253(直通)
<http://www.med-safe.jp/>